

国際イベント開催支援プログラム（誘致支援事業）実施要綱

5 公東観コ誘第 32 号

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、東京への国際イベントの誘致を促進するため、国際イベントの開催支援プログラムの提供（以下「開催支援プログラム」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）国際イベント

国際機関・国際団体の本部が主催・共催・後援、または、国際機関・国際団体の支部が主催・共催する国際イベント等で、多数の海外参加者の参加があるもの。

（2）主催者

自ら国際イベントの誘致活動を行い、かつ東京開催が決定した場合に当該国際イベントの企画・実施に関する一切の事業を行う組織、団体等。または、当該国際イベントを主導的に企画・実施する国際団体本部等。

（3）海外参加者

国際イベントの開催日において、日本国外に居住している者。

（4）参加者

当該国際イベントの参加登録者。
※観客としてチケット購入する者は対象外。

（支援対象）

第 3 条 開催支援プログラム提供対象となる国際イベントは、次に掲げる要件をすべて具備するものとする。

- （1）開催地が未決定であり、かつ東京及び国内外他都市が開催候補地となっていること。ただし、東京と国内他都市のみが開催候補地である場合については、国際団体本部の関与により開催地が決定するものであること。
- （2）イベントの規模が、現地の総参加者数 250 人以上、うち海外参加者 100 人以上、参加国数 3 か国以上であること。なお、国内イベントを併催する場合、国内イベントの参加登録者は含まない。ただし、感染症の拡大等により海外参加者の入国が制限される場合等に限り、財団が別途要件を定める。
- （3）イベントの内容は、次の一つ以上に該当するものであること。

- ア 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
- イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
- ウ 東京の文化・スポーツ等の振興に寄与するもの。
- エ その他、特別な事情により、支援することが必要と認められるもの。

- (4) 国又は地方自治体が主催するものでないこと。
- (5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 主催する団体が、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

- (8) イベントを開催する主な目的が営利目的（販売活動の実施等）でないこと。
- (9) イベント開催の成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。

（支援内容）

第4条 開催支援プログラムは別表1に掲げるとおりとし、提供内容は、現地の総参加者数に応じ、別表2に定める内容を上限とする。

ただし、提供する都内観光ツアー及び日本文化体験プログラムの参加対象者は原則として、海外参加者に限るものとする。

（登録）

第5条 主催者は、開催支援プログラムの提供を受けるためには、支援対象イベントとしての登録を受けなければならない。

（登録申請）

第6条 前条の登録を希望する主催者は、「国際イベント開催支援プログラム 登録申請書」（第1号様式）及び申請書に記載の添付書類全てを財団に提出しなければならない。

（審査）

第7条 財団は、登録申請のあった国際イベントについて、その適格性等を審査の上、支援対象イベントの選定及び国際イベント開催支援プログラム（誘致支援事業）の予算枠内で提供する支援プログラムの内容（上限）を決定し、登録を行う。

2 財団は別途、本審査に係る「国際イベント開催支援プログラム事業審査要領」を定め、国際イベント開催支援プログラム事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(登録通知)

第8条 財団は、前条により行った審査結果を、「国際イベント開催支援プログラム 登録審査結果通知書」(第2号様式)により主催者に通知する。

(開催都市の決定)

第9条 主催者は、支援対象イベントの開催地が決定し次第、「国際イベント開催都市決定通知書」(第3号様式)により報告しなければならない。

(登録内容の変更・取消)

第10条 主催者は第8条により通知された登録審査結果通知書に記載の会期、イベント名等に変更が生じた場合、または登録を取り消す場合は速やかに「国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消申請書」(第4号様式)を財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項により主催者が提出した国際イベント開催支援プログラム登録内容変更・取消申請書の内容を審査の上、「国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消に係る通知書」(第5号様式)により主催者に通知する。

(開催支援プログラムの利用申請)

第11条 主催者は、原則、支援対象イベント開催年度の前年度(7月または1月で財団が指定する日)までに「国際イベント開催支援プログラム利用申請書」(第6号様式)及び申請書に記載の添付書類全てを財団に提出しなければならない。

(支援の決定)

第12条 財団は、前条により主催者が提出した利用申請書の内容を審査の上、開催支援プログラムの提供内容(限度)を決定する。

2 財団は、前項により決定した提供内容を「国際イベント開催支援プログラム利用決定通知書」(第7号様式)により主催者に通知する。

(広報媒体への表示等)

第13条 主催者は、支援対象イベントの開催に当たっては、広告、パンフレット、ウェブサイト、プログラムその他の広報媒体に、開催支援プログラムを利用している旨の表示を行うこととする。

2 表示は、原則、日本語の場合は「特別協力 公益財団法人東京観光財団」とし、英語の場合は「Supported by Tokyo Convention & Visitors Bureau」とする。

3 主催者は、支援対象イベント開催時の写真の提供又は財団による写真撮影、取材、調査等に協力すること。当該写真や取材・調査結果等は、東京都や財団が広報等に活用するものとする。

4 主催者は、「Carbon Footprint Calculator for Business Events in Tokyo」を活

用し、環境に配慮したイベント運営に協力すること。

(利用決定内容の変更・取消)

第14条 主催者は、天災事変等により第12条で通知された利用決定通知書の内容に変更が生じた場合、または決定を取り消す場合は速やかに「国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消申請書」(第4号様式)を財団に提出しなければならない。

2 開催時期変更の承認は1回までとし、変更後の会期までに当該イベントが開催されなかった場合は、登録または利用決定を抹消するものとする。

3 財団は、前項により主催者が提出した申請書の内容を審査の上、「国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消に係る通知書」(第5号様式)により主催者に通知する。

(非常災害の場合の措置)

第15条 非常災害等による被害を受け、支援事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

(事業実績報告)

第16条 主催者は、支援対象イベントの終了後速やかに、「国際イベント開催支援プログラム 開催結果報告書」(第8号様式)(申請書に記載の添付書類含む)により、財団に事業実績の報告をしなければならない。

(登録・支援決定の取消等)

第17条 財団は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、登録決定および第12条第1項による支援の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条または第14条に掲げる書類を審査した結果、支援内容を変更する必要があるとき
- (2) 第3条に定める要件を欠いたとき
- (3) 申請事項、報告事項等に虚偽又は事実と異なる記載があったとき
- (4) 申請事項に変更が生じ、提供が適当でないと認めたとき
- (5) その他理事長が必要と認めるとき

(検査)

第18条 財団は支援事業の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、主催者に対して報告を求め、帳簿等関係書類の検査を行うことができる。

(東京都との情報共有)

第19条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有できる。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項は、理事長がこれを別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づき令和元年度までに登録された国際イベント開催支援プログラムの提供については、なお従前の例による。

別表 1（開催支援プログラム）

（１）	都内観光ツアー
（２）	都内半日テクニカルツアー
（３）	日本文化体験プログラム
（４）	ホスピタリティチームの派遣
（５）	歓迎バナーの掲出
（６）	その他必要と認められるもの

別表 2（現地の総参加者数に応じた支援内容）

分類	現地の総参加者	支援プログラム内容上限
ア	6,000 人以上	①都内半日観光、都内半日テクニカルツアー（40 名 × 20 本程度） ②日本文化体験プログラム（30 名 × 4 プログラム程度） ③ホスピタリティチーム派遣（空港 2 日間、会場 4 日間程度） ④歓迎バナーの掲出 ⑤その他
イ	6,000 人未満 ～ 4,000 人以上	①都内半日観光、都内半日テクニカルツアー（40 名 × 10 本程度） ②日本文化体験プログラム（30 名 × 3 プログラム程度） ③ホスピタリティチーム派遣（空港 2 日間、会場 4 日間程度） ④歓迎バナーの掲出 ⑤その他
ウ	4,000 人未満 ～ 1,500 人以上	①都内半日観光、都内半日テクニカルツアー（40 名 × 8 本程度） ②日本文化体験プログラム（30 名 × 2 プログラム程度） ③ホスピタリティチーム派遣（空港 2 日間、会場 4 日間程度） ④その他
エ	1,500 人未満 ～ 500 人以上	①都内半日観光、都内半日テクニカルツアー（40 名 × 6 本程度） ②ホスピタリティチーム派遣（空港 2 日間、会場 4 日間程度） ③その他
オ	500 人未満 ～ 250 人以上	①都内半日観光、都内半日テクニカルツアー（40 名 × 3 本程度） ②ホスピタリティチームの派遣 ③その他

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：
申請団体名：
代表（役職）名：
氏 名： 印

国際イベント開催支援プログラム 登録申請書

下記のとおり、東京を候補地とする国際イベントの招致を計画していますので、開催支援プログラムの対象イベントとしての登録を申請いたします。

記

1	イベント名	
2	会期／開催日数	年 月 日～ 年 月 日 日間
3	参加予定者数	国内： 名 海外： 名 合計： 名
4	参加国数	ヶ国
5	東京における会場候補	
6	国際団体本部	名称： 所在地：
7	東京以外の候補都市	
8	開催地決定時期	
9	過去の開催地（5回分）	
10	暴力団に関する規定への該当 (要綱第3条第1項(8)記載事項)	☐ 該当しない ☐ 該当する

添付書類

- | | |
|--|---|
| ☐ 国内外他都市との競合状態を証明する書類 | ☐ 開催計画書または会場使用計画 |
| ☐ 申請団体運営規約 | ☐ 申請団体組織体制及び委員名簿 |
| ☐ その他理事長が必要と認める書類 | |

第2号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

国際イベント開催支援プログラム 登録審査結果通知書

令和 年 月 日、登録申請のあった下記国際イベントについて、開催支援の対象イベントとしての登録審査結果を下記のとおり報告します。

記

1 登録審査結果

登録	登録対象外	資格なし
----	-------	------

2 登録の内容

登録番号	
イベント名	
主催者*	
会 期	
会 場	
開催支援プログラム 提供内容（上限）	☐ ア ☐ イ ☐ ウ ☐ エ ☐ オ

*国際団体本部主導型イベントの場合は、国際団体本部の名称を記入

第3号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：

申請団体名：

代表(役職)名:

氏 名： 印

国際イベント開催都市決定通知書

令和 年 月 日付（文書番号）にて開催支援プログラム登録通知を受けた国際イベント【 イベント名 】につきまして、令和 年 月 の【採決したイベント名】にて開催都市が下記のとおり決定致しましたので、ご報告いたします。

- 1 開催決定都市名
- 2 開催地決定に伴うその他事由

第4号様式（第10条、第14条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所 在 地 :
申 請 団 体 名 :
代 表 (役 職) 名 :
氏 名 : 印

国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消申請書

令和 年 月 日付（文書番号）で開催支援プログラムの登録・利用通知を受けた当該国際イベントについて、下記のとおり取消・変更を申請します。

記

- 1 国際イベント名
- 2 変更または取消の内容
- 3 変更または取消の理由

第5号様式（第10条関係、第14条関係）

（文書番号）
令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

国際イベント開催支援プログラム登録・利用申請の変更・取消に係る通知書

令和 年 月 日付で申請のあった当該国際イベントに係る変更・取消申請
について、下記のとおり通知します。

記

登録番号	
イベント名	
決定事由	申請内容について【 ☐ 変更 ☐ 取消】を【 ☐ 承認 ☐ 否認】します。

第6号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所 在 地 :
申 請 団 体 名 :
代 表 (役 職) 名 :
氏 名 : 印

国際イベント開催支援プログラム利用申請書

令和 年 月 日、開催支援プログラムの対象イベントとして登録された当該
国際イベントについて、プログラムの利用を申請します。

記

- 1 イベント名 :
- 2 イベント計画（計画内容）
別添様式6の2のとおり
- 3 開催支援プログラム申請内容（限度）

添付書類

☐	開催要項等
☐	申請団体運営規約
☐	申請団体組織体制及び委員名簿
☐	開催案内等
☐	その他理事長が必要と認める書類

イベント計画(計画内容)

－	日 時	午 前	午 後	晩
第1日目	月 日			
第2日目	月 日			
第3日目	月 日			
第4日目	月 日			
第5日目	月 日			

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

令和 年 月 日

殿

公益財団法人東京観光財団
理事長

国際イベント開催支援プログラム利用決定通知書

令和 年 月 日付で利用申請のあった当該国際イベントについて、開催支援プログラムについて下記のとおり提供内容（限度）を通知します。

記

登録番号	
イベント名	
会 期	
会 場	
開催支援プログラム 提供内容（限度）	☐ ア ☐ イ ☐ ウ ☐ エ ☐ オ

第8号様式（第16条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 東京観光財団
理事長 殿

所在地：
申請団体名：
代表（役職）名：
氏 名： 印

国際イベント開催支援プログラム 開催結果報告書

令和 年 月 日付（文書番号）で開催支援プログラムの利用決定通知を受けた当該国際イベントについて、開催結果を報告します。

記

登録番号	
イベント名	
会期	
会場	
現地の総参加者数 （チケット購入除く）	海外参加者： 名、国内参加者： 名
現地の参加国数 （日本を含む）	

<参考>

オンライン参加者数

海外参加者： 名、国内参加者： 名、参加国数： カ国

添付書類

- ☐ イベント開催に伴うイベントプログラム等
- ☐ 開催支援プログラム事業実績報告書（第8号様式の2）
- ☐ 現地参加者リスト
- ☐ 「Carbon Footprint Calculator for Business Events in Tokyo」算定結果
（活用した場合のみ）
- ☐ その他理事長が必要と認める書類

第 8 号様式の 2（第 16 条関係）

開催支援プログラム事業実績報告書

1	支援プログラム内容 (具体的に記述)	
2	支援プログラムについて (主催者所感)	1 利用したプログラムの評価 (ア よかった イ 普通 ウ 改善を望む) 2 1 で選んだ回答の理由をお答えください。 () 3 今後、提供を望むメニューがあれば、具体的にご記入ください。 ()
	(イベント参加者所感)	1 プログラムを利用したイベント海外参加者の感想・意見をご記入ください。